

## 対馬市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成25年 7月25日(木) 午前10時30分から午前11時30分

2. 開催場所 美津島文化会館3階大会議室

### 3. 出席委員 (19人)

1番 井田 幹 男	2番 太 田 吉 雄	3番 鬼 橋 孝 幸
4番 永 留 光 雄	7番 上 野 良 人	8番 松 村 英 二
10番 阿比留 和比古	11番 小 宮 貞 司	12番 佐 伯 理 明
13番 武 田 安 丸	14番 中 村 國 安	15番 米 田 賢 明
17番 兵 頭 榮	19番 小 宮 正 至	21番 須 川 久 巳
22番 縫 田 和 己	23番 上 野 秀 一	24番 島 居 邦 嗣
25番 龍造寺 正 房		

### 4. 欠席委員 (5人)

5番 初 村 重 政	6番 堀 江 政 武	9番 吉 野 敏
16番 永 留 廣 美	18番 小 宮 伸 之	

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第13号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について  
議案第14号 非農地証明願いについて  
議案第15号(特定)農用地利用規程の認定に係る意見決定について  
議案第16号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条  
第3項第5号の規程による農業委員会意見書(案)について  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 第5 その他

### 6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日 亀 剛 一
農業委員会事務局長補佐	庄 司 克 啓
農林水産部農林振興課主任	阿比留 秀 和
美津島地域活性化センター地域支援課係長	神 宮 秀 幸
豊玉地域活性化センター地域支援課主事	石 丸 真
峰地域活性化センター地域支援課主任	中 村 龍 一
上対馬地域活性化センター地域支援課課長補佐	古 里 正 人

## 7. 会議の概要

- 議 長**           ただ今より、平成25年度対馬市第4回農業委員会総会を開催します。  
現在の委員定数は25名、欠員1名、本日の出席者は19名で、総会は成立します所以对馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。  
議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名しても、よろしいでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長**           それでは、21番の須川久己委員、17番の縫田和己委員にお願いします。  
議事日程第2、会期についてお諮りいたします。お手元に配布しております農業委員会総会議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長**           異議なしと認めまして、本日1日とします。  
議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。  
次に、議事日程第4の議案審議に入ります。  
はじめに議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (事務局長挙手)
- 事務局長**       それでは、議案書の1ページをお開き願います。  
農地法第3条の規定による許可申請で、今回は4件の申請でございます。  
番号1と番号2は交換によるもので、番号1は美津島町今里の根ノ義夫さんから同地区の上野敬次に畑1筆682㎡。番号2は、上野敬次から根ノ義夫に畑1筆658㎡を、それぞれ交換するもので経営面積は、上野さんが11,718㎡、根ノさんが4,346㎡でございます。  
番号3は豊玉町鑓川の山内秀夫さんから同地区の杉原久美子さんに贈与にするもので畑1筆1,041㎡、経営面積は5,309㎡でございます。  
次のページをお開きください。  
番号4は、峰町三根の梅野安治さんから守正さんへ親子の贈与であります、2から3ページに記載しております。「畑9筆」で7,547㎡、経営面積は8,538㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。
- 議 長**           事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いいたします。
- (7番委員挙手)

**7番 上野良人委員**

番号1と2について説明いたします。

7月18日に事務局と松村委員、名義人の上野、根ノ両氏、5名で現地を確認に行きました。

この件は交換ということですが、根ノさんが所有している3筆の一画に上野さんの畑があり、根ノさんが上野さんに交換を、お願いしまして、上野さんが承諾し、今回の交換になったもので、何ら問題はないと思いますので審議のほど、よろしく申し上げます。

**議 長** 次に、番号3をお願いいたします。

(12番委員挙手)

**12番 佐伯 理委員**

番号3について説明いたします。

23日に委員3名と活性化センターの担当と現地に行きました。

杉原と山内は親同士が兄弟でありまして、当地区は国土調査がおこなわれていまして、この機会に贈与したいということでございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(13番委員挙手)

**13番 武田安丸委員**

4番について説明いたします。

梅野安治さんが90歳近くになりますので、農作業が無理だということで、息子の守正さんに譲りたいということです。

なお、守正さんは5年前に仕事をやめて農作業を行っていますので、何も問題ないと思います。審議の程、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今、地元委員さんの補足説明がありましたが、質疑等はございませんでしょうか。

(ありません)

**議 長** 質疑が無いようにありますので、賛否を諮りたいと思います。

議案12号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございますので、本案件は原案どおり許可することに決定いたします。

次に議案第13号「農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権設定)について」を議題といたします。

本来なら井田幹男委員さんに関係する案件であり、退席を求めますが、説明をされる方がいませんので、説明が終わった後に、一時退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

**事務局長**

議案書の4ページをお開きください。

議案第13号の農用地利用集積計画について(第4回)を、説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し、総会にて決定する必要があるため、提案するものであります。

今回8件の「利用権設定」の申し出がっております、5ページをお開きください。

番号1から番号4の「利用権の設定を受ける者」は巖原町小茂田の齋藤義一さんです。あとは「利用権の設定をする者」から報告させていただきます。

番号1、広島県東広島市高屋町の井田福実さん、畑3筆、380㎡、期間は10年。

番号2、巖原町小茂田の井田幹男さん、畑2筆で458㎡、期間は10年。

次のページをお開きください。

番号3、巖原町小茂田の幾度武美さん、畑2筆で793㎡、期間は5年。

番号4、巖原町小茂田の齋藤正さん、畑2筆で1,381㎡、期間は5年です。

次のページをお開きください。

番号5から番号8の「利用権の設定を受ける者」は豊玉町佐保の長郷泰二さんです。

あとは「利用権の設定をする者」から報告させていただきます。

番号5、豊玉町佐保の村井満良さん、畑1筆、田1筆で1,680㎡、期間は5年。

番号6、豊玉町佐保の村井多吉の法定相続人村井満良さん、田2筆で3,007㎡、期間は5年、次のページをお開きください。

番号7、豊玉町卯麦の國分源之允の法定相続人國分弘明さん、畑1筆で9,378㎡、期間は5年。

番号8、豊玉町佐保の波多野英典さん、畑1筆で2,167㎡、期間は5年。

なお、長郷泰二さんの経営面積は5,533㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

**議長**

事務局の説明が終わりましたので、井田委員さん、補足説明をお願いします。

(1番委員挙手)

**1番 井田幹男委員**

番号1から番号4について説明をいたします。

22日に事務局の阿比留君、私と齋藤義一さんと現地立会をしております。齋藤義一さんは4年ほど前に郵便局を退職されました以降、野菜、花づくりをされておまして、農協、スーパーサイキあたりに出荷されております。

今回、規模拡大のための申請であり、耕作放棄地の解消にもつながっておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 井田委員さんの説明が終わりました、対馬市農業委員会会議規則第10条の規程により、井田委員さん一時退席をお願いします。  
引き続き、地元委員さんの補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 阿比留和比古委員

5番から8番までについての説明をしたいと思います。

7月23日に地元委員3名と事務局の石丸君と現地の調査に行き、申請者から話を聞きました。

長郷君は市役所を退職されましてから農業を始めてみようということで、國分弘明さんの土地と隣接する村井さん、波多野さんの土地を合わせて借り受け、ハウスを立てて、野菜、果樹栽培をする予定であります。

本人も農業高校出身でもあり農業を頑張って、みようとの思いがありますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(23番委員挙手)

23番 上野秀一委員

利用権の内容につきましてお尋ねいたします。賃借の期間が5年になっておりますが、果樹をやるには、期間的に短いと思いますが、説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 阿比留和比古委員

現地立会のおり、地元委員の中でも果樹で賃貸期間が5年では短いのではないかとのお話になりましたが、貸し手の方が、5年で契約の見直しができるようにとの申し出があり、5年になりました。

議 長 よろしいでしょうか。(はい)他に質疑ないでしょうか。  
質疑が無いようにありますので賛否をお諮りします。議案第13号の番号1から番号8について、原案とお承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。  
全員賛成でございます、本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第14号「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

9ページをお開きください、  
議案第14号は、非農地証明書交付願で、今回は1件でございます。  
申出人は豊玉町横浦の齋藤市子さんと、申請地は豊玉町横浦字浦底504番3、畑1筆で1,425㎡でございます。  
位置図、写真等は10から12ページに添付しておりますので、ご参照ください。  
以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いいたします。

(12番委員挙手)

12番 佐伯 理委員

23日に現地確認をいたしました、申請地は20数年前に県道の拡幅工事に伴い、県道に合わせて埋め立てたものでございますが、今では雑木が立ち繁り、農地としては利用が困難と思われれます。よって、ご審議の程をお願いいたします。

議長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようにありますので賛否をお諮りします。議案第14号の番号1につきまして、原案とおりの交付することに、賛成の方の挙手をお願いします。  
全員賛成でございます、本案件は、原案のとおり交付することに決定いたします。

議長

次に議案第15号の「(特定)農用地利用規程に係る意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

13ページをお開きください。  
議案第15号の「(特定)農用地利用規程に係る意見決定について」を、説明いたします。

提案理由は農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定により佐須農用地利用改善団体から認定申請があった、(特定)農用地利用規程について、農業経営基盤強化促進法第24条の規定により、対馬市長から意見を求められているため、提案するものであります。

資料について、説明します、14ページに対馬市長から農業委員会へ意見を求める文章、15ページに佐須農用地利用改善団体からの認定申請書、16から19ページに、佐須農用地利用規程、20から22ページに佐須農用地利用改善団体規約、23から28ページに各地区の加入状況と実施予定面積が記載されてお

ります。それと、お手元の方に佐須農用地利用改善団体設立趣意書をお配りしていますので、ご参照、お願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

**議 長** 事務局の説明が終わりました、質疑に入る前に、地元委員としての意見等がございましたら、お願いします。

( 1 番委員挙手 )

**1 番 井田幹男委員**

議案 1 5 号について説明をいたします。私は現在、佐須農業機械利用組合、組合員数 1 1 0 名、受託面積 4 9 ヘクタール、昭和 5 8 年度設立の組合の組合長を平成 1 5 年度より努めさせていただいております。

今回の提案についてですが、当組合は現在、見なし法人であります。長年の夢でありました当組合の農業生産法人の設立を目指す上で、どうしても佐須農用地利用改善団体の設立をしなければならないこととなっており、改善団体の設立が承認されれば、佐須農業機械利用組合は特定農業団体となり、それから 5 年以内に農事組合法人とするのを計画しております。

これには対馬農協、対馬市農業委員会の承認が必要となっております、資料としましては、1 6 ページ佐須農用地利用規程、2 0 ページ佐須農用地利用改善団体規約、2 8 ページまで関連資料を添付しておりますので、ご参照お願いします。

以上、簡単ではありますが説明を終わります、どうかよろしくお願いいたします。

**議 長** 地元委員さんから説明がありましたが、協議会で意見交換をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

**議 長** それでは協議会にいたします。

**議 長** 総会に戻ります。農事組合法人を目指すためには、農地利用改善団体を設立することが必要であるため、今回、申請されたものであります。

この案件に異議はございませんでしょうか。

( 異議無しの声あり )

異議なしと認め、当委員会の意見書を添えて、市長あてに回答いたします。

**議 長** 次に、議案第 1 6 号「入会林野等に権利関係の近代化に助長にかんする法律第 5 条第 3 項第 5 号の規定による農業委員会意見書 ( 案 ) について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

( 事務局長挙手 )

**事務局長** 2 9 ページをお開きください。

議案第16号の「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長にかんする法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)について」を説明いたします。

提案理由は入会林野等に係る権利関係の近代化の助長にかんする法律第5条第3項第5号の規定により、安神入会林野整備組合長及び箕形入会整備組合長から意見を求められているため、提案するものであります。

入会林野整備事業につきまして、簡単に説明させていただきます。

入会林野整備事業は、地区内にある共有名義の山林や田畑で、昔ながらの入会権が未だに消えていない土地を現在所有者名義に変更することによって、農林業振興のための活用を目的として推進しようとする事業であります。

これらを踏まえまして、安神入会林野整備組合長及び箕形入会整備組合長から提出されました整備計画の審査をお願いします。

30ページをお開きください、安神入会林野の農地の関係者数は16名、28筆で2,058㎡でございます。経営状況につきましては31ページをご参照ください。

32ページをお開きください、箕形入会林野の農地の関係者数は4名と2形態の共有で、14筆、15,613㎡でございます。経営状況、共有の内訳につきましては、33ページをご参照ください。

この事業により、現所有者の名義になり農地の流動化に、地域の開発等に寄与するものと期待しております。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

**議 長** 事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いいたします。

(3番委員挙手)

**3番 鬼橋孝幸委員**

阿神地区の担当の堀江委員が欠席していますので、私が代理で説明いたします。

安神入会林野について説明というか、意見を述べたいと思います。安神地区は山林、農地も共有名義が多いところで、共有名義も昔のままになっており、農地の売り買い、貸し借りも出来なく、農地の流動化も進みませんでした。

また、山林も同じで売買もできず、市道、県道の整備も進まない状態でした。しかし、今回の入会林野整備事業により、現在の所有者名義になると聞いていますので、大変よろしいことと思います、農地については新たに農地を所有することではなく、古い名義を相続し、現代の所有者にすることになりますので、委員皆様、よろしくご審議の程、お願いします。

**議 長** 他にないでしょうか。

(7番委員挙手)

**7番 上野良人委員**

箕形地区も今、鬼橋委員さんが言われたことと同じ問題で、箕形から加志に



かけて、道路が整備されておらず、車の離合も出来ない状況にあります。

そこで、現在、箕形、加志地区が入会林野整備事業で現在の所有者の名義になりますと、いろんな事業も進と思いますので、審議の程をよろしく願います。

議 長 地元委員から補足説明がありました。  
協議会に切り替えて、質疑をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは協議会にいたします。

議 長 協議会から総会に戻ります。  
かなりの意見が出ました、ほとんどの意見が認めるものでしたが、この案件に異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、当委員会の意見書を添えて、市長あてに回答いたします。

議 長 次に、議案第17号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 34ページをお開きください。  
議案第17号の「農地法第3条の規程による許可処分の取消願について」を説明します。

この議案は、5月27日の平成25年度第2回農業委員会総会、議案第6号番号4で審議され許可されたものでありますが、「人・農地プラン」における要件としましては、贈与までは必要なく、利用権設定でも要件を満たすため、今回、取消願いを提出されたものであります。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました、質問や意見のある方は、挙手をお願いいたします。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りします。  
議案第17号について、原案とおりの許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、本案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。

以上で、提案されました議案第12号から議案第17号までを、皆様方には慎重にご審議いただき、承認することになりました、ありがとうございました。

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが、何かございませんでしょうか。

(事務局挙手)

**事務局** 農地利用状況調査について、説明をする。

**議長** ほかにありませんでしょうか。

(4番委員挙手)

**4番 永留光雄委員**

私の担当地区の阿連字修理田におきまして、20年前から、その一帯を協和開発が土地を買収していますが、畑については、登記がされておらず、前の名義者に税金が来ている状況です。また、最近になり、その当たりを造成している模様であり、どうしたら良いか分からない状態です。

また、農地利用状況調査の対象になっていますので今後どのように取扱いをしたらよろしいですか。

**事務局長** 突然の話で、状況が分かりませんので、午後から現地調査を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

なお、今日、午後に予定していました研修会が、飛行機の機材故障のため農業会議が来られないため、現地調査に変更したいと思います。

**議長** ただ今、事務局より説明がありましたが、本日午後からの研修会を中止になりましたので、昼食後、現地調査としまして、本日の総会を閉会いたします。

---

会 長 龍造寺 正 房

署名委員

署名委員